

# 路上変圧器を活用したまちづくりの実施に関する覚書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、路上変圧器を活用したまちづくり（以下「本取組み」という。）の実施に関し、以下のとおり合意し、この覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

## （本取組み内容）

第1条 本取組みは、甲と乙にて路上変圧器を活用したデジタルサイネージやラッピングにより、企業広告や公共広告を掲出するとともに、企業広告の広告料の一部を充当し公共的取組みを進めていくものとする。なお、デジタルサイネージやラッピングの設置場所、設置方法、表示方法、表示内容および公共的取組みの内容は路上変圧器活用に関するガイドラインや路上変圧器活用に関する広告物掲出審査基準に基づき進める。

2 本取組みの内容に変更が生じた場合は、甲乙協議により対応方法を決定する。

## （期間）

第2条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から令和12年3月31日までとする。

2 本覚書の有効期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上本覚書の有効期間を延長する。

## （甲及び乙の役割）

第3条 本取組みにおける甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

### （1）甲の役割

- ・公共情報のとりまとめ
- ・企業広告掲出に係る審査・確認
- ・道路占用許可の申請
- ・公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査の申請
- ・公共物設置届の届出
- ・道路使用許可の申請
- ・地域課題解決・地域価値向上への対応
- ・まちづくり検討会議の設置・開催

### （2）乙の役割

- ・公共情報の発信および、それに係る甲との協議調整
- ・企業広告の発信および、それに係る広告主との協議調整、広告物の審査
- ・デジタルサイネージおよびラッピング広告の設置運用、維持管理
- ・本取組みに係る実施状況（収支状況を含む）の管理・報告
- ・屋外広告物許可の申請
- ・甲が行う各種申請に係る補助
- ・地域課題解決・地域価値向上への対応
- ・まちづくり検討会議の開催補助

2 甲及び乙は、第1項に規定するそれぞれの役割の一部を、相手方に届け出た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(不具合等の対応)

第4条 乙は、乙が設置するデジタルサイネージ又はラッピング広告に不具合が生じた場合は、甲に対してその旨を報告し、甲乙協議に基づき、乙が復旧する。

2 乙は、乙が設置するデジタルサイネージ又はラッピング広告の情報発信が一時的に実施できない場合は、甲に対してその旨を報告する。

3 乙は、乙が設置するデジタルサイネージ又はラッピング広告により事故等が発生した場合は、甲に対してその旨を報告し、甲乙協議に基づき、乙が必要な対応を実施する。

4 乙は、デジタルサイネージに乙の緊急連絡先を記載し、市民等からの問合せに対応する。

5 乙の送配電事業のため、路上変圧器の撤去や移設を行う場合は、デジタルサイネージおよびラッピング広告の設置を取りやめる。

(費用負担等)

第5条 本取組みにおけるデジタルサイネージ及びラッピング広告は乙の資産とし、その設置運用、維持管理、原状回復費用、その他乙が所有する設備の使用に係る一切の費用は、乙の負担とする。

2 屋外広告物許可申請に係る申請手数料については、乙の負担とする。

(収入)

第6条 本取組みに係る広告収入は乙が受領・管理する。

2 前項の広告収入は、デジタルサイネージ及びラッピング広告の設置運用・維持管理・原状回復費用、その他乙が所有する設備の使用に係る経費を除いた上、公共情報の発信、地域課題解決・地域価値向上に係る経費に充てる。

(事業年度)

第7条 本取組みの事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(取組み結果の報告)

第8条 乙は、年度ごとの本取組みに係る実施状況（収支状況を含む）を翌年度の4月末までに甲に報告する。

2 本取組みについて双方協力の上実施する。なお甲乙いずれも広告収入等、本取組みの経済的成果を保証するものではないことを相互に確認する。

(原状回復)

第9条 乙は、デジタルサイネージおよびラッピング広告の掲出終了に伴う路上変圧器の原状回復について一切の対応を行う。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、書面、電子メール、口頭その他方法の如何を問わず、相手方に対し秘密であることを明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。また、秘密情報の開示者を「開示者」、受領者を「受領者」という。）につき、開示者の事前の書面による承諾なしに、本取組みの実施以外の目的で使用し、又は甲乙以外の第三者に開示してはならない。ただし、受領者は、自らの職員、役員、従業員、弁護士、税理士、公認会計士その他法令上の守秘義務を負う者のうち、本取組みを実施するために必要最小限の者に対して、秘密情報を開示することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まない。

- (1) 開示の時点ですでに公知であり、又は受領後に受領者の責によらずして公知となった情報。
- (2) 受領者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 開示の時点ですでに受領者が秘密保持義務を負うことなく保有している情報。
- (4) 受領者が、開示された情報によらず独自に開発した情報。
- (5) 開示者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

(契約上の地位譲渡)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本覚書に係る契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、この規定は、第3条第2項の業務委託契約ないし請負契約を制限するものではない。

(協定内容の変更)

第12条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

(解除)

第13条 甲及び乙は、本覚書の期間中であっても、相手方が本覚書に違反し、かつ当該違反を是正するよう催告したにもかかわらず相当期間内にこれを是正しなかったときは、本覚書を解除することができる。

(準拠法・裁判管轄)

第14条 本覚書の準拠法は日本法とし、本覚書に関して甲乙間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議条項)

第15条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月14日

甲 大阪市北区扇町2丁目1番27号  
大阪市北区長 寺本 謙

乙 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力送配電株式会社  
代表取締役社長 白銀 隆之